

フランスのディスクロージャー制度における 証券取引委員会の役割：株主総会時の情報の 整備(4)

OSHITA, Yuji / 大下, 勇二

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経営志林 / The Hosei journal of business

(巻 / Volume)

30

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

123

(終了ページ / End Page)

142

(発行年 / Year)

1993-10-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003403>

〔研究ノート〕

フランスのディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割

— 株主総会時の情報の整備(4) —

大 下 勇 二

目 次

- I はじめに
- II 株主総会時の情報に関する COB の基本的活動
 - 1. COB の活動の概観
 - 2. COB の基本的活動
(以上 第29巻第4号)
- III COB 設立以前の法定公表制度の改革と COB による改革
 - 1. 1807年商法典と株式会社設立の認可制度
 - 2. 1863・67年の改革とその特徴
 - 3. 1935・37年の改革とその特徴
 - 4. 1966年の改革とその特徴
 - 5. COB による改革とその特徴
(以上前々号)
- IV 上場会社の株主総会の活性化に関する COB の活動
 - 1. フランス企業の支配構造と企業の姿勢
 - 2. フランスにおける個人株主の特徴
 - 3. 個人株主の総会参加と株主総会の形骸化
 - 4. 上場会社の株主総会の分散化・早期化
 - 5. 上場会社の株主総会に対する個人株主の関心喚起
(以上前号)
- V 上場会社の年次報告書の整備
 - 1. COB 設立以前のフランス企業の年次報告書の法規制
 - 2. COB 設立以前のフランス企業の年次報告書の実践 — 企業の事例分析 —
(以上本号)
- V 上場会社の年次報告書の整備

COB による上場企業の年次報告書の整備に関する活動は、証券市場における投資家への情報提供の改善の観点から、伝統的な年次報告書の情報提供機能の強化を目的として実施されてきたものである。この点を以下で明らかにしたい。

まず、COB の活動を検討する前に、COB 設立以前のフランス企業の年次報告書の法規制と実践を分析しておきたい。これにより、COB 設立以前の法規制上および実践上の年次報告書の形式、内容あるいは機能の歴史的変遷が明らかとなる。

次に、COB の年次報告書の整備に関する活動を分析し、これを COB 設立以前の企業の年次報告書の法規制および実践と対比させて、COB が伝統的な年次報告書の形式、内容そして機能をどのように変えようとしたのかを考察する。

1. COB 設立以前のフランス企業の年次報告書の法規制

まず、COB 設立(1967年)以前の企業の年次報告書が法的にいかなる規制を受けてきたのかを見ておきたい。

(1) 年次報告書の法規制

① 会社に関する1867年法律の規制

最初に、企業の株主総会時の情報を規制していた法律として、第Ⅲ章(本誌第30巻第1号)で明らかにしたとおり、会社に関する1867年7月24日法律が挙げられる。

同法律の規定によれば、株主総会で作成・提出義務のある書類は、「財産目録」、「貸借対照表」および「損益計算書」の決算書類(第34条)、これら決算書類の監査に係る「監査役報告書」(第32条、第35条)、特別利害関係取締役に関する「特別報告書」(第40条)の3つの報告書・決算書類である。これに、総会の議案が加わる。

従って、理事会による株主への報告は総会の中

最後に、COB(フランス証券取引委員会)による上場会社年次報告書の整備のための活動を考察したい。

で実施されるが、報告書としては作成義務がなかった。このため、総会前15日間にわたって閲覧できる書類に、理事会による事業活動の報告書がなく、株主は総会まで待たなければその情報が得られなかった。

さらに重要な点は、現在のいわゆる「年次報告書」と呼ばれる書類自体が法規制の対象になっておらず、上記法律規定の決算書類、監査役報告書、特別報告書の3つの書類と議案を一つの書類に収容する実践が一般的であったかどうかは不明である。但し、後掲するブランズィ石炭鉱山会社の事例に見られるように、早くからいくつかの報告書を収容した総会用の書類を作成していた企業も見られる。しかし、筆者の知る限り、当時の文献からは、それら報告書・決算書類を一つにまとめた書類の名称は見出せない。

② 1935年・1937年デクレによる改正

1935年8月8日デクレと10月30日デクレおよび1937年8月31日デクレによる改正(本稿第Ⅲ章-本誌第30巻第1号-参照)によって、株主総会で作成・提出義務のある報告書は、「経過年度の事業経過に関する株主報告書」(rapport aux actionnaires sur la marche de la société pendant l'exercice écoulé, 理事会報告書)(新第34条第1項および新第35条第2項)、「貸借対照表」と「損益計算書」の決算書類(新第34条第1項および新第35条第1項)、決算書類の監査に係る「監査役報告書」(新第34条第4項)、および特別利害関係取締役に関する「特別報告書」(第40条)の4つの報告書・決算書類となった。これに総会の議案が加わる。

従って、改正により従来の総会提出書類から「財産目録」が除かれ、新たに「理事会報告書」の作成・提出義務が規定されたのである。

また、いわゆる「年次報告書」と呼ばれる書類自体が法規制の対象になっていなかったことは改正前の1867年法律の規制と同じである。但し実践では、後掲のサン・ゴバン社の事例にみられるように、法律の規制する理事会報告書、決算書類、監査役報告書、特別報告書、議案が一つの書類に収容され、この書類が一般に「年次報告書(rapport annuel)」と呼ばれていたのである。

例えば、サン・ゴバン社の書類の表紙には、「年次報告書」の表示はなく、会社名、資本金額、

登記所登録番号、本社所在地、通常株主総会開催日および事業年度の記載に加えて、中に収容されている「理事会報告書」、「貸借対照表」、「会計監査役報告書」の名称が記載されている。しかも、このような表示も1953年度の報告書以降変わり、書類の表紙には会社名、資本金額、本社所在地、登記所登録番号、通常株主総会開催日、事業年度の記載がなされただけであった。しかし、ビグルー氏(P. Vigreux)の1953年の著書では、このような書類が「年次報告書」と呼ばれている¹¹⁾。つまり、「年次報告書」という名称は、法律上の正式な名称ではなかった。法律が規定しているのは上記のとおりそこに収容されている個々の報告書である。

③ 商事会社に関する1966年法律の規制

商事会社に関する1966年7月24日法律の規定(本稿第Ⅲ章参照)によれば、株主総会で作成・提出義務のある書類は、「理事会報告書」(同法律第340条、第157条)、「一般経営計算書」、「損益計算書」および「貸借対照表」の決算書類(同法律第341条、第157条)、「会計監査役報告書」(同法律第157条)、「会計監査役特別報告書」(同法律第103条)の4つの報告書・決算書類、さらに「最近5年度の成果一覧表」が新たに規定され、これに総会の議案が加わる。

従って、決算書類の中の「一般経営計算書」と理事会報告書に添付される「最近5年度の成果一覧表」が新たに規定された以外は従来と変わっていない。

さらに、いわゆる「年次報告書」と呼ばれる書類自体が法規制の対象になっていないことは1867年法律および1935年・1937年デクレの規制と同じである。すなわち、法律に規定された上記4つの報告書・決算書類と1つの一覧表および議決案を収容した書類を「年次報告書」呼んでいたのである。あるいはこの頃には、写真やグラフ・図表を多用した「年次報告書」を「年次プラケット(plaquette annuelle)」とも呼称していた。

(2) 年次報告書を構成する各報告書の法規制

それでは、年次報告書に収容される各報告書の内容に対しては、歴史的にいかなる法的規制が実施されてきたのであろうか。各報告書ごとに見ていきたい。

① 会社に関する1867年法律の規制

a. 理事会報告書

会社に関する1867年7月24日法律には「理事会報告書」の規定がなく、作成義務のなかったことは前述のとおりである。

b. 監査役報告書

同法律第34条第4項によれば、「財産目録、貸借対照表、損益計算書は総会の遅くとも15日前までに監査役の利用に委ねられる。これらは当該株主総会に提出される」と規定され、財産目録、貸借対照表および損益計算書の監査役と総会への提出義務が明示されていた。

また、同法律第32条第1項によれば、「年次総会は一人ないし数人の監査役を任命するものとする。監査役は、年次総会で会社の状況 (situation de la société)、取締役の提出する貸借対照表と決算書 (comptes) について報告する義務を有するものとする」と規定された。

さらに、同法律第33条第1項によれば、「監査役は、総会開催日として定款に定める期日に先立つ3ヶ月間、必要と判断する都度、会社の帳簿を閲覧しその活動 (opérations) を検査する権利を有するものとする」と規定された。

これら規定と第35条の規定から、監査役の職務が、総会に先立つ3ヶ月の間で会社の帳簿と活動を検査し、総会では会社の状況と取締役の提出する貸借対照表、財産目録および損益計算書について監査役報告書を作成しこれを株主に報告することになったことが明らかとなる。

従って、立法者は、監査役報告書の内容として、会社の状況と決算書類についての報告を義務づけていた。しかし、会社の状況と決算書類についての報告という非常に不明確な表現が用いられ、「会社の状況」とは何を意味しているのか、決算書類についてはどのようなことを報告するのか、また、いかなる点について意見表明すべきか等については一切明確にされていない。

c. 決算書類

総会に作成・提出される決算書類としては、前出の第34条第4項のとおり、財産目録、貸借対照表および損益計算書であった。しかし、同法律には、第36条の利益積立金の積立義務づけの規定以外、これら決算書類作成のためのいわゆる計算規

定は、設けられていない。それでは、法律の規定する決算書類が当時どのような基準で作成されていたのであろうか。この実践については次節で検討したい。

d. 監査役特別報告書

同法律第40条第1項の規定によれば、「株主総会の承認がなければ、取締役は、会社との間で行われるあるいは自己の計算で行われる事業において、直接・間接の利害を持ちあるいは持ち続けることは禁ぜられるものとする」と規定された。この規定と同条第2項の規定に基づいて、会社幹部の当該会社との特別利害関係の有無に関して報告書が総会に作成・提出されるのである。

以上が1867年法律の規定する報告書・決算書類の規制状況である。この法律制度では、理事会報告書の作成義務がなく、総会で作成・提出義務のある監査役報告書と決算書類の内容も極めて不明確なものであった。

明示された規定から判断すれば、総会では監査役の会社活動と決算書類に関する株主への報告および幹部と会社事業との間の特別利害関係の有無に関する報告が中心となり、監査役による会社活動・幹部のチェックの役割が重視されている。

従って、後述する「取締役等会社幹部の株主に対する活動状況・結果の報告」という側面は規定上からは見えてこない。

② 1935年・1937年デクレによる改正

a. 理事会報告書

1935年8月8日デクレ、10月30日デクレおよび1937年8月31日デクレにより改正された1867年7月24日法律の新第34条第1項によれば、「理事会は、…さらに、経過年度の事業経過に関する株主報告書を作成するものとする」とありその作成義務が規定されたが、報告書の具体的な内容についての定めはない。この表現から推察するに、立法者は、当期の会社の事業活動の状況とその結果についての報告書を作成し、これを総会で株主に報告させる義務を理事会に課したものと見られる。

b. 監査役報告書

これについては、上記法律新第32条第1項で、「監査役は、帳簿、金庫、保有有価証券および会社の財産を検証し、財産目録、貸借対照表の正確性と真実性を監査し、理事会報告書の会社決算書

に関する情報の正確性を監査する任務を有するものとする」と規定され、また、同法律新第34条第4項では、「監査役は、監査役報告書を作成し、その中で、職務遂行の旨を株主総会に報告し、不正規性と不正確性を報告しなければならない」と規定された。

これら規定からは、監査役の職務が、帳簿、金庫、保有有価証券をはじめとする会社財産の検証、財産目録と貸借対照表の正規性と真実性の監査、理事会報告書の中の会計数値の正確性の監査にあることが明らかとなる。そして、株主総会には、監査役報告書を作成して、その職務を忠実に遂行したこと、その結果、財産目録と貸借対照表が規則（後述する「継続性原則」等）に従っており、理事会報告書の会計情報が正確であることを報告する義務が明らかとなる。

従って、立法者は、監査役報告書の内容として、忠実に職務を遂行したこと、さらに決算書類の正規性および理事会報告書の会計数値の正確性についての意見を記載する義務を監査役に課したものと見られる。

c. 決算書類

これについては、前出法律の新第34条第1項で「理事会は、各年度末に、財産目録、損益計算書および貸借対照表を作成するものとする」とその作成義務が規定され、さらに同法律新第35条第1項で、「株主総会に提出される貸借対照表と損益計算書はこれを前年度と同一形式で毎年作成しなければならない」と規定され、財産目録を除く貸借対照表と損益計算書の二つの決算書類の総会提出義務が明示された。

これら決算書類の作成基準については、非常に重要な原則が法規定に盛り込まれた。これは、第Ⅲ章（本誌第30巻第1号）で明らかにしたとおり、当時、社会的な問題になっていた企業の不正経理の防止をねらって「継続性原則」を法律上規定したものである。これにより、監査役による監査の実施が容易になり、株主に対する事業経過の報告がわかりやすいものとなることが期待された⁽²⁾。

具体的にはまず、前年度と同一形式の適用が義務づけられた。さらに、同法律新第35条第1項では、これに続き、「項目の評価方法は、監査役報告書に示される理由を知らされた後に、株主総

会が数値の表示方法や評価方法にもたらされる変更の各々を承認しなければ、これを変えることができないものとする」と規定され、表示方法や評価方法の変更には株主総会の承認を必要とする「継続性原則」が法規定上明示された。

また、同規定にはこれに続いて、「損益計算書は、異なる項目の下で、種々の源泉からの利益ないし損失を明らかにしなければならない」と規定され、損益計算書の作成に関して若干ふれられた。

これら規定と前述の利益積立金に関する規定以外、決算書類の作成に関してより具体的な規定はなかった。

b. 監査役特別報告書

これについては従来のもので変わっていない。

以上が1935年・1937年デクレ改正による各報告書と決算書類の規制状況である。当該法律制度では、従来作成義務のなかった理事会報告書の作成・提出義務が課せられた。この理事会報告書の内容については、法律は「経過年度の事業経過に関する…」という表現にとどまり、具体的な内容を規定しなかった。しかし、この規定の表現から、株主に対する事業活動の状況とその結果の報告が予定されていたものと見られる。

監査役報告書については、法規定上から従来の「会社の状況についての報告」という表現がなくなった。

従って、立法者は、理事会に対して「理事会報告書」で会社の事業活動の状況とその結果を、監査役に対しては「監査役報告書」でこの事業活動の状況とその結果を会計数値で表現した決算書類の正規性、真実性および理事会報告書の中の会計数値の正確性を、「特別報告書」では会社幹部の特別利害関係の有無を株主に報告させる義務を課したのである。

これから、「理事報告書」には資金運用の委託者としての株主に対する事業活動の状況とその結果の報告、「監査役報告書」にはその理事会報告に問題がないかどうか、決算書類が正確にかつ法原則としての継続性原則に違反していないかどうかを、また、「特別報告書」には会社幹部の特別利害関係の有無等の不正をチェックするという役割が浮かび上がってくる。

③ 商事会社に関する1966年法律の規制

a. 理事会報告書

商事会社に関する1966年7月24日法律第340条第2項によれば、「理事会は、経過年度の会社の状況とその活動に関する報告書を作成するものとする」と規定し、従来同様、報告書の内容として何を記載するかについては明確にしていない。

しかし、同法律の適用に係る1967年3月23日デクレ第148条では、「理事会は、…経過年度の当社の活動と場合によりその子会社の活動、当該活動の成果、実現した進歩ないし遭遇した問題並びに将来の見通しを明瞭かつ正確に報告しなければならない」と規定し、理事会報告書の内容がある程度具体化された。これにより、5つの項目について報告することが義務づけられたのである。

特に、グループ企業の場合には当社の活動に加えてその子会社の活動についても報告すること、さらに、従来の見通しに関する情報の提供が明示され、従来個別企業単位でしかも経過年度の活動とその結果の報告という過去情報中心の報告とは大きく異なったものとなった。この点が1966年法律の規制する理事会報告書の重要な特徴である。

すなわち、投資家の投資意思決定に役立つグループ情報や将来情報が規定され、「資金委託者としての株主への活動状況・結果の報告」という従来の理事会報告書の役割に、「投資家への情報提供」という新たな役割が課せられたものと見られる。

また、1967年デクレ第244条では、決算書類の作成にあたって現行規定の定める資産評価方法以外の方法を用いる場合には、その旨を理事会報告書に記載することが義務づけられた。

b. 最近5年度の成果一覧表

これは、1966年法律で初めてその作成と理事会報告書への添付が義務づけられたものである。別稿（本誌第29巻第2号）ですでにその内容を明らかにしているが、もう一度項目を示すと次のとおりである。すなわち、

- 一期末の財政状態：a) 会社資本金、b) 発行株式数、c) 転換社債数
- 一当期総経営成果：税抜き売上高、b) 税引き前かつ減価償却費、引当金繰入前の利益、c) 所得税、d) 税引後かつ減価償却費、引当金繰入後の利益、e) 配当利益額
- 一株当たりの経営成果：税引後かつ減価償却

費、引当金繰入前の利益、b) 税引後かつ減価償却費、引当金繰入後の利益、c) 各株式に対して支払われる配当額

- 一従業員：a) 従業員数、b) 賃金・給料総額、c) 社会的利益として支払われた金額（社会保障、社会的事業等）

当該一覧表によって、理事会報告書の内容に概観性をもたせ、また、過去の重要財務データの推移を把握することにより、将来の傾向を判断する助けになるものと見られる。特に、「1株あたり利益」情報を規定するなど、理事会報告書と同様、「投資家への情報提供」という特徴が見えてくる。

c. 会計監査役報告書

第Ⅲ章（本誌第30巻第1号）で見たとおり、1966年法律は、新たに会計監査役制度を設けるなど会計監査役に関して多くの規定を新設したが、その報告書の内容に対する規制は基本的に変わっていない。

同法律第228条によれば、「会計監査役は、財産目録、一般経営計算書、損益計算書および貸借対照表の正規性と真実性を証明するものとする（第1項）。このため会計監査役は…、帳簿や会社の財産を検証し、会社決算書類の正規性と真実性を監査する使命を有するものとする。また、会計監査役は、会社の財務的状況や決算書について理事会報告書や株主送付の書類のなかで提供する情報の真実性を検証するものとする（第2項）」と規定された。

また、同法律第233条第1項によれば、「会計監査役は、直近の株主総会で、その職務の実施中に指摘した不正規性と不正確性を報告するものとする」と規定され、さらに、1967年デクレ第193条では、「通常総会への報告において、会計監査役は当期の決算書についての意見と場合によって生ずる正規性と真実性の証明拒否の理由を報告するものとする」と規定された。

これら規定からは、会計監査役報告書の内容として、決算書類の正規性と真実性の証明、理事会報告書や株主送付書類の中の会計情報の真実性の検証にあることが明らかである。監査対象の決算報告書類に当期業績主義計算書である一般経営計算書が加わり、総会前の書類の株主送付制度が新設されたことによる当該書類の会計情報のチェッ

クが追加されたとはいえ、会計監査役報告書の記載内容に対する規制は基本的に変わっていないと見られる。

d. 決算書類

これについては、総会で作成・提出される決算書類として従来の損益計算書と貸借対照表に加えて、一般経営計算書が新たに規定された。損益計算書だけでは企業の経常的な営業活動からの利益を判断することができなかつたため、1966年法律では新たに当期業績主義的な一般経営計算書の作成・提出を義務づけたのである。

これら決算書類の作成基準については、まず、1935年・1937年デクレの改正により法規定に導入された「継続性原則」が1966年法律第341条に引き継がれた。また、上述のとおり1967年デクレ第244条で、現行規定の定める資産の評価方法以外の方法を用いる場合には理事会報告書にその旨を記載することが義務づけられた。さらに、1966年法律第342条以下、減価償却、引当金、配当、役員報酬等、損益計算に関する計算規定が新設された。

これら規定から、決算書類として一般経営計算書が導入され、新たに減価償却や引当金等に関する計算規定が設けられたことを勘案すれば、1966年法律の計算書類に対する規制は、損益計算重視の特徴を有するものと見られる。

e. 会計監査役特別報告書

これに関する規定は1966年法律第103条に移ったが、基本的には同じ取り扱いである。

以上が1966年法律による各報告書と決算書類の規制状況である。当該法律制度では、理事会報告書の内容がある程度具体化され、5つの項目について報告することが義務づけられた。これには、投資家の投資意思決定に役立つグループ情報や将来情報の記載が規定され、「資金委託者としての株主への活動状況・結果の報告」という従来の理事会報告書の役割に、「投資家への情報提供」という新たな役割が課せられたものと見られる。この特徴は、「1株当たり利益」情報等主要財務データを内容とする「最近5年度の成果一覧表」の新設からも窺うことができる。

会計監査役報告書の規制からは、理事会の作成・公表する決算書類や理事会報告書および株主送付の書類の中の会計情報をチェック・報告させる役

割が見られる。

以上、COB 設立以前のフランス企業の年次報告書の法規制を明らかにした。最初に指摘したとおり、「年次報告書」と呼ばれる書類は法律の規制対象になっていない。法律が規制しているのはそこに収容される個々の報告書であった。

そこで、個々の報告書の規制状況を考察すると興味深い特徴が明らかとなった。

まず、1867年法律制度では、理事会報告書の総会への作成・提出義務が規定されておらず、法律の規定する総会での報告書は、監査役による会社活動・幹部のチェックを目的とする報告書と決算書類の提出が中心となり、「会社幹部の株主に対する事業活動の状況と結果の報告」という側面は法規定上からは見い出せなかつた。しかし、後述するように実践上、監査役報告書、特別報告書、決算書類、および議案を一つの書類に収容する実践が見られている。もっとも、それが一般的であったかどうかは不明である。また、その書類の名称が「年次報告書」と呼ばれていたか否かも明らかでない。

次に、1935年・1937年デクレによる改正では、法律の規定する株主総会の報告書として新たに理事会報告書が加えられた。この報告書からは、「資金運用の委託者としての株主に対する事業活動の状況と結果の報告」という役割が見られた。

なお、実践ではこの時期、後述するように、理事会報告書、監査役報告書、特別報告書、決算書類および議案を一つの書類に収容し、これを年次報告書と呼称していた。

そして1966年法律制度では、立法者は、理事会報告書の役割を拡大し、従来の「資金運用の委託者としての株主に対する事業活動の状況と結果の報告」の役割に加えて、「投資家への情報提供」という新たな役割を課したものと見られる。そのことは、企業グループおよび将来の見通しに関する情報の提供を規定していることや、1株当たり利益情報等主要財務データを内容とする「最近5年度の成果一覧表」の新設からも明らかである。

このように、1960年代にはいり EEC の進展とともに、証券市場における企業情報の改善という社会的要請の高まりに対応するため、当時、「投資家」への主要な情報伝達媒体としての役割をも

ちつつあった「年次報告書」に着目して、商社会社法の枠内で作成されかつ年次報告書に収容される理事会報告書に法規制の面から「投資家への情報提供」という役割が課せられたものと見られる。

それでは、以上の法律の規制状況とその変遷に対して、企業の実践はどのような状況であったのか。特に、1966年法律の規制に先立って実践ではすでに、年次報告書が「投資家」への主要な情報伝達媒体としての役割を果しつつあった点を以下で検討する。

2. COB 設立以前のフランス企業の年次報告書の実践—企業の事例分析—

COB 設立以前のフランス企業の年次報告書の実践を見ていきたい。前節で明らかにしたとおり、法律上、「年次報告書」という書類は規定されて

いない。法律が規制するのは、この書類に収容される個々の報告書と決算書類であった。

しかし、実践上はブランズィ石炭鉱山会社 (Compagnie Mines de Houille de Blanzy) やサン・ゴバン社 (Saint-Gobain) の事例に見られるとおり、各報告書・決算書類を収容したいいわゆる「年次報告」が作成されていた¹³⁾。もっとも、「年次報告書」という呼称がどの時期から用いられるようになったのかは不明である。

(1) ブランズィ石炭鉱山会社の1852年度～1878年度の年次報告書

第1図表は、ブランズィ石炭鉱山の1852年度～1871年度、1877年度～1878年度の22年間の総会提出書類の変遷をまとめたものである。この書類を当時どのように呼称していたか不明であるが、便宜上、年次報告書と呼んでおくことにする。

第1図表 ブランズィ石炭鉱山会社の1852年度～1878年度の年次報告書の変遷

年度	総会開催日	会社幹部報告書	監査役会報告書	総頁数
1852年 (7/31 終了)	1853年 2月19日	-10頁 -項目:「1851年-1852年の年度の報告」,「販売の状況」,「生産の状況」,「利益処分」	-5頁 (1955年度までは「監査役委員会」の名称) -B/S, P/Lの帳簿との一致性の検証・報告とB/S項目の対前年度増減の説明	15頁
1853	1854 1/25	-9頁 -項目: 同 上	-6頁 同 上	15頁
1854	1855 1/25	-8頁 -項目:「採掘と支出」,「販売と収入」,「収支勘定」,「販売・生産の状況」,「利益処分」	-3頁 同 上	11頁
1855	1856 1/31	-8頁 -項目:「当期の報告」,「採掘と支出」,「販売と収入」,「販売・生産の状況」,「利益処分」	-2頁 同 上	9頁
1856	1857 1/24	-6頁 -項目:「採掘と支出」,「販売と収入」,「利益処分」	-2頁 同 上	8頁
1857	1858 1/14	-7頁 -項目:「採掘と支出」,「販売と収入」	-5頁 同 上	11頁
1858	1859 1/15	-10頁 -項目: 同 上	-4頁 同 上	14頁
1859	1860 1/14	-11頁 -項目:「採掘と支出」,「販売と収入」,「販売・生産の状況」	-3頁 同 上	14頁
1860	1861 1/14	-12頁 -項目:「採掘と支出」,「販売と収入」	-5頁 同 上	17頁
1861	1862 1/14	-11頁 -項目:「採掘と販売」,「物品勘定」,「金銭勘定」,「収入・支出」	-3頁 同 上	14頁
1862	1863 1/14	-10頁 -項目なし	-6頁 同 上	16頁
1863	1864 1/14	-12頁 -項目: 同 上	-5頁 同 上	17頁

年度	総会開催日	会社幹部報告書	監査役会報告書	総頁数
1864	1865 1/14	- 8頁 -項目: 同上	- 7頁 同上	15頁
1865	1866 1/15	-10頁 -項目: 同上	- 3頁 同上	13頁
1866	1867 1/12	-12頁 -項目: 「支出」, 「収入」	- 3頁 同上	15頁
1867	1868 1/11	-11頁 -項目: 同上	- 2頁 同上	13頁
1868	1869 1/21	-11頁 -項目: 同上	- 2頁 同上	13頁
1869	1870 1/22	-12頁 -項目: 同上	- 6頁 同上	18頁
1870	1871 1/24	-11頁 -項目: 同上	- 4頁 同上	15頁
1871	1872 1/22	-10頁 -項目: 「収入」, 「支出」, 「附属作業場」, 「鉦山」	-15頁 同上	24頁
1877	1878 1/12	-20頁 -項目: 「第Ⅰ章; 採掘と販売」, 「第Ⅱ章; 1-収入, 2-支出」, 「第Ⅲ章; 鉦山, 将来の探索, 精練の全体の概観」, 「第Ⅳ章; 価値の増加」, 「第Ⅴ章; 利益処分」	- 4頁 同上	24頁
1878	1878 1/12	-21頁 -項目: 「第Ⅰ章; 採掘と販売」, 「第Ⅱ章; 1-収入, 2-支出」, 「第Ⅲ章; 鉦山, 将来の探索, 精練の全体の概観」, 「第Ⅳ章; 価値の増加」, 「第Ⅴ章; 一般的考察」, 「第Ⅵ章; 利益処分」	- 6頁 同上	26頁

これによれば、年次報告書は、「会社幹部報告書 (Rapport des gerants)」と「監査役会報告書 (Rapport du conseil de surveillance)」の二つの報告書より構成されていたことが明らかである。この構成は22年間変わっていない。但し、「監査役会報告書」は、1855年度までは「監査役委員会報告書 (Rapport de la commission de surveillance)」と呼ばれていた。

以下、二つの報告書の内容とその変遷について分析したい。

a. 会社幹部報告書

まず、「会社幹部報告書」であるが、前節で見たとおり、この時期の法律では、幹部の株主への報告書は作成・提出義務がなかった。しかし、実践ではかなり早くから当該報告書が作成されていたことが明らかである。

ブランズィ鉦山の22年間の報告書を見ると、1862年度以後4年間と1866年度以降の5年間を除けばほぼ毎年項目が変わり、報告書の形式が一様でなかったことがわかる。特に、1877年度以降は

報告書の項目、頁数ともに大きく変わり、「会社幹部報告書」に多くの頁が割かれ、項目も詳細にわたっている。

報告書の内容は、1871年度までの20年間には、実質的变化は見られない。即ち、当該報告書では、採掘とそれに要した支出、販売とそれから得られた収入、販売と生産の全体的状況の点から当期の活動が説明され、その活動の結果生じた純財産の増加としての利益とその処分案が記載されている。

これに対して、1877年度からは次のように変わった。すなわち、事業活動が、「採掘と販売」の活動とそれにより生ずる「収支」とを区別した形で説明され、さらに「鉦山, 将来の探索, 精練全体の概観」という項目が加わり、今後の活動計画等が説明されている。また、活動の結果としての「財産の増加」と「利益処分」が独立した項目の下で説明されている。

もっとも、1877年以降の報告書もその実質的内容の点ではそれ以前の報告書の内容と大きく変化したとはいえない。すなわち、いずれも「株主に

対する事業活動の状況とその結果の報告」がその内容となっているからである。この特徴は、前節で行った法規定の分析からは見出せなかったものであるが、実践では、当該観点から「会社幹部報告書」が総会で作成・提出されたのである。

b. 監査役報告書

これについては、22年の間、形式と内容ともに変わっていない。すなわち、当該報告書では、会社の財務的な状況および幹部の提示する貸借対照表並びに損益計算書に関して、それらと帳簿との一致性についての報告がなされた。特に、貸借対照表の借方項目と貸方項目の各々を検証し、対前年度変動額について説明されている。

従って、前節で検討した法規定上の「会社の状況」なる表現は、「会社の財務状況」として報告されている。また、報告書では、決算書類の数値と帳簿との一致性の検証に重点がおかれ、その点について報告が行われた。

決算書類については、1867年法律により財産目録、貸借対照表、損益計算書の総会での作成・提出義務が課せられたが、ブランズィ石炭鉱山会社の場合、決算書類自体が独立した形で記載されていなかった。

また、これら書類の作成基準については、前節で検討したとおり法律に規定がなく、実践では1807年商法典第471条の規定や判例等に基づいた

と見られる¹⁴⁾。

以上が1852年～1878年度のブランズィ石炭鉱山会社の年次報告書の変遷である。法律上、幹部の株主への報告書の作成・提出義務はないが、実践上は「会社幹部報告書」として作成・提出された。しかも、その内容は、後に1935年・1937年デクレで規定された「理事会報告書」のそれと同様、「株主に対する事業活動の状況と結果の報告」の点から説明された。

また、「監査役報告書」では、法規定上の「会社の状況」が「財務状況」として報告され、さらに、決算書類と帳簿との一致性に関して報告が行われた。

財産目録、貸借対照表および損益計算書は、決算書類自体が独立した形で記載されていなかった。また、特別報告書も同法律で義務づけられていたが、ブランズィ石炭鉱山の年次報告書には収容されていなかった。なお、同社の年次報告書には写真、グラフ・図表は一切用いられておらず、全く事務的な書類の体裁をとっていた。

(2) サン・ゴバン社の1939年度～1960年度の年次報告書

ここで取り上げるサン・ゴバン社は、大手ガラス・化学製品メーカーで歴史的にフランス企業の中でもディスクロージャーに積極的な企業の一つである。

第2図表 サン・ゴバン社の1939年度～1960年度の年次報告書の変遷

年度	総会開催日	理事会構成員の名簿	数年度主要財務データ表	理事会報告書	会計監査役報告書	特別報告書	決算書類	議案	総頁数
1939	1940 10/28			-10頁 -一般的経済状況 -ガラス・化学製品の製品別活動状況の説明 -B/S,P/L,配当議案。 B/S,P/Lの重要項目の説明	-13頁 -B/S,P/Lの項目別増減の説明 -会社帳簿との一致性の表明	-2頁 -取締役の特別利害関係の有無の表明 -臨時株主総会特別報告書	-2頁 -B/S,P/Lと利益処分案	-1頁	30頁
1940	1941 6/16	-1頁 -理事会構成員と会計監査役の氏名・住所		-13頁 同上	-14頁 同上	-2頁 同上	-2頁 同上	-3頁	48頁
1941	1942 6/15	-1頁 同上		-13頁 同上	-13頁 同上	-3頁 同上	-2頁 同上	-1頁	36頁
1942	1943 6/21	-1頁 同上		-6頁 同上	-7頁 同上	-2頁 同上	-2頁 同上	-1頁	20頁
1943	1944 6/6	-1頁 同上		-8頁 同上	-8頁 同上	-2頁 同上	-2頁 同上	-2頁	24頁

年度	総会 開催日	理事会構成 員の名簿	数年度主要 財務データ表	理事会報告書	会計監査 役報告書	特別報告書	決算書類	議案	総頁数
1944	1945 6/4	-1頁 同上		-9頁 同上	-8頁 同上	-2頁 同上	-2頁 -B/S・P/ L(利益処分 案なし)	-1頁	31頁
1945	1946 6/17	-1頁 同上		-10頁 同上	-9頁 同上	-2頁 同上	-4頁 同上	-1頁	28頁
1946	1947 6/3	-1頁 同上		-11頁 同上	-6頁 同上	-1頁 -臨時株主総 会特別報告 書なし	-4頁 -B/S・P/ Lと配当 計算書	-2頁	31頁
1947	1948 5/24	-1頁 同上		-11頁 同上	-7頁 同上	-1頁 同上	-4頁 同上	-1頁	27頁
1948	1949 6/13	-1頁 同上		-12頁 同上	-9頁 同上	-1頁 同上	-4頁 -B/S・P/ Lと利益 処分案	-1頁	35頁
1949	1950 6/5	-1頁 同上		-11頁 同上	-7頁 同上	-1頁 同上	-4頁 同上	-1頁	34頁
1950	1951 5/28	-1頁 同上		-11頁 同上	-8頁 同上	-1頁 同上	-4頁 同上	-1頁	28頁
1951	1952 6/9	-1頁 -住所の記載なし		-12頁 同上	-9頁 同上	-1頁 同上	-4頁 同上	-1頁	28頁
1952	1953 6/29	-1頁 同上		-11頁 同上	-9頁 同上	-1頁 同上	-4頁 同上	-2頁	27頁
1953	1954 6/14	-1頁 同上		-18頁 -報告書の様式が大きく 変化(紙質の改善,カラー 印刷,製品・工場の写 真の使用) -一般的経済状況とその 事業活動への影響 -ガラス・化学製品の製 品別活動状況の説明 -B/S,P/L,配当議案。 B/S,P/Lの重要項目 の説明	-8頁 同上	-1頁 同上	-4頁 同上	-2頁	35頁
1954	1955 6/20	-1頁 同上		-21頁 -一般的経済状況とその 事業活動への影響 -新たに「社会的活動」 の項目が加わる -製品別活動 -製造工程の図解による 説明 -7年間の固定資産・減 価償却額と運転資本の 推移の棒グラフ表示 -写真を使った新製品の 紹介 -B/S,P/L,配当議案。 B/S・P/Lの重要項目 の説明	-7頁 同上	-1頁 同上	-4頁 同上	-1頁	43頁

年度	総会 開催日	理事会構成 員の名簿	数年度主要 財務データ表	理事会報告書	会計監査 役報告書	特別報告書	決算書類	議案	総頁数
1955	1956 6/25	- 1 頁 同 上		-21頁 -写真を使った会社の紹介 -一般的経済状況と事業活動への影響 -社会的活動 -製品別活動 -B/S,P/L, 配当議案。 B/S・P/L の重要項目の説明	- 8 頁 -最近 8 年間の財政状態の帯グラフ表示 -B/SとP/Lの項目別増減の説明	- 2 頁 同 上	- 4 頁 同 上	- 2 頁	43頁
1956	1957 6/24	- 1 頁 同 上		-19頁 同 上	- 8 頁 -B/SとP/Lの項目別増減の説明	- 2 頁 同 上	- 4 頁 同 上	- 1 頁	40頁
1957	1958 6/23	- 1 頁 同 上	- 2 頁 - 6年間の主要財務データ(資本金, 純投資額, 従業員実数, 在外活動の変化, 営業利益, 金融収益・費用, 年度利益, 配当額)の総括表	-22頁 -一般経済状況と事業活動への影響 -製品別活動 -社会的活動 -会社の活動の歴史的展開の総括図 -写真による会社の紹介 -B/S,P/L, 配当議案。 B/S・P/L の重要項目の説明	- 9 頁 同 上	- 2 頁 同 上	- 4 頁 同 上	- 2 頁	47頁
1958	1959 6/22	- 1 頁 同 上	- 1 頁 同 上	-16頁 -一般的経済状況と事業活動への影響 -「研究開発活動」の項目が加わる -製品別活動 -社会的活動 -B/S,P/L, 配当議案。 B/S・P/L の重要項目の説明 -国外子会社・支店・営業所のネットワークの紹介	-15頁 同 上	- 2 頁 同 上	- 4 頁 同 上	- 1 頁	44頁
1959	1960 6/20	- 1 頁 同 上	- 1 頁 - 2年間の主要財務データの総括表	-21頁 -一般的経済状況と事業活動への影響 -「社会的活動」の項目に代えて「労働関係と社会的活動」の項目の設置 -ガラス(板ガラス, 中空ガラス, ガラス繊維, 売上構成), 化学製品(農業用化学製品, 工業用鋳物品, 有機化学製品, 鋳山), 原子力エネルギーおよび資本参加(石油, 製紙, その他)の活動 -投資累計グラフ -B/S,P/L, 配当議案。 B/S・P/L の重要項目の説明	- 8 頁 同 上	- 2 頁 同 上	- 4 頁 同 上	- 2 頁	43頁

年度	総会 開催日	理事会構成 員の名簿	数年度主要 財務データ表	理事会報告書	会計監査 役報告書	特別報告書	決算書類	議案	総頁数
1960	1961 6/20	同上	同上	-27頁 - 一般的経済状況と事業活動への影響 - 会社活動に関する全体的データ（10年間の製品別、地域別売上高の変遷のグラフ） - ヨーロッパにおけるガラス事業（板ガラス、伸張ガラス、鑄込ガラス、平面ガラス、鑄型ガラス、ガラス繊維、凹ガラス、その他のガラス事業と付随的事業）、ヨーロッパ以外のガラス事業、化学事業、鉱山、原子力エネルギー、製紙事業、石油事業の活動別・地域別の説明 - B/S、P/L、配当議案。B/S・P/Lの重要項目の説明 - 5年度の成果一覧表（減価償却費控除前・控除後営業利益、営業外収益、営業外費用、その他の利益、当期利益、配当額）	-11頁 同上	-2頁 同上	-4頁 同上	-2頁	50頁

第2図表は、サン・ゴバン社の1939年度～1960年度の22年間にわたる年次報告書の変遷をまとめたものである。これによれば、同社の年次報告書は、「理事会構成員の名簿」（1940年度から）、「数年度主要財務データ表」（1957年度から）、「理事会報告書」、「会計監査役報告書」、「特別報告書」、「決算書類」、「議案」の7つの部分から構成されているのが明らかである。前出のブランズィ石炭鉱山会社の年次報告書に比べると、形式や内容の点で大きな相違点が見られる。

さらに、サン・ゴバン社の22年間の中でも著しい変化が見られる。すなわち、1953年度を境に、それ以降の年次報告書と1952年度までの報告書には形式・内容の点で特徴的な違いが見られる。

そこで、1939年度～1952年度の期間と1953年度以降の二つの期間に区切って、サン・ゴバン社の年次報告書の実践を分析してみたい。

① 1939年度～1952年度の年次報告書

1939年度の年次報告書に「理事会構成員の名簿」が記載されていない点を除けば、この14年間の年

次報告書には変化が見られない。すなわち、当該期間の年次報告書の構成は、「理事会構成員の名簿」、「理事会報告書」、「会計監査役報告書」、「特別報告書」、「決算書類」および「議案」の5つの部分から構成されている。

また、写真やグラフ・図表等は一切使用されておらず、全くの事務的な書類の体裁をとっている。以下、各報告書について見ていく。

a. 理事会構成員の名簿

これについては前節でみたとおり、法律で規制されているものではなく、サン・ゴバン社が自発的に記載した情報である。1940年度から始められ、初めの11年間は理事会構成員と会計監査役の住所・氏名が記載されたが、1951年度から住所の記載がなくなった。

b. 理事会報告書

理事会報告書は1935年・1937年デクレの改正により総会でのその作成・提出が義務づけられた書類である。

サン・ゴバン社の理事会報告書は、年次報告書

の中で最も多くの頁を占めており、株主へのあいさつの部分、「ガラス」部門と「化学製品」部門の部門別活動状況の説明の部分および「貸借対照表－損益計算書－配当案」の部分の4つの部分により構成されていた（本稿末尾の参考資料参照）。

（イ）株主へのあいさつの部分：ここでは、株主総会開催延期理由等の説明が行われた。

（ロ）「ガラス」部門の活動状況の報告の部分：この部分では、まず、一般的経済状況についての説明があり、さらに、ガラス事業に対するその全体的影響について報告された。ここでは、1939年ドイツ軍のフランス侵攻による影響について説明されている。

続いて、個々の製品別に活動状況が報告された。すなわち、「鑄込ガラス、板ガラス、鑄型」、「ビン、香水用小ビン」、「光学レンズ」、「ガラス繊維」の4部門別に生産・販売の状況が報告された。

さらにこれに続いて、「ベルギー」、「オランダ」、「イタリア」、「スペイン」、「ドイツ」、「スイス」、「ルーマニアとユーゴ・スラビア」、「米国」の8つの国別の生産・販売の状況が報告され、最後に、輸出の状況について説明された。

（ハ）「化学製品」部門の活動状況の報告の部分：これについても「ガラス」部門と同様の報告が行われている。

（ニ）「貸借対照表－損益計算書－配当案」：この部分では、まず、決算書類作成にあたって採用した重要な会計方針の説明がなされた。例えば、商工業施設の控除項目として、従来の通常の減価償却に加えて、当期の設備投資に対する臨時償却が含まれていることや、棚卸資産評価額が8月31日の再評価額を考慮して最終の4ヶ月の平均購入価格等で評価された旨が報告されている。

続いて、決算書類が前年度と同一の形式と条件（法律の規定する「継続性原則」）で作成されたこと、会計監査役監査済であることが表明されている。

さらにこれに続いて、当期の事業活動の結果としての利益と前期からの繰越利益および当期処分可能利益が示され、これに基づいて配当提案が行なわれている。当期の場合、無配当となったことが報告され、その理由が説明された。

最後に、「特別報告書」に関連して株主の承認が与えられるよう提案した。

c. 会計監査役報告書

法律上は「監査役報告書」と規定されていたが、サン・ゴバン社の場合、「会計監査役報告書」と呼称していた（本稿末尾の参考資料参照）。

会計監査役報告書には、まず、挨拶の部分があり、続いて理事会報告書の中の決算書類の数値に関する意見が表明された。前節で見た「理事会報告書の会社決算書に関する情報の正確性の監査」に相当する部分である。ここでは、「注意すべき点」のないことが表明された。

次に、会社施設での検証結果が満足できるものであったこと、また、法律の規定に従って、貸借対照表の項目と会社の帳簿とを検証したこと、特に、金庫、銀行勘定、保有有価証券の他、借方・貸方の主要項目を検証したことが報告された。その結果、すべてが規則どおりに行われていること（正規性）、帳簿が正しくかつ規則に従って記録されていること（正確性）を確認したことが報告されている。但しここでは、法律の条文にある「真実性」を示す表現が見られない。

これに続いて、当期の事業活動の結果生じた貸借対照表と損益計算書各項目の対前年度増減額の説明が行われた。例えば、貸借対照表の最初の借方項目「本社建物と管理業務用施設」では、項目の内容、前期末の残高、当期の取得額、前期末時点の減価償却累計額および当期償却額が記載され、当期末時点の残高が示された。また、取得の内容が説明され、貸借対照表の当該項目の価額がその価値を十分に表していることを確認している。

同様の説明が貸借対照表の全項目と担保保証について実施された。

損益計算書項目については計算書そのものを掲げるだけで、貸借対照表項目のように変動額が個別に説明されていない。但し、一般費については対前年比の増加割合が示された。

最後に、当期の処分可能利益額が示され、理事会の提案した利益処分案が現状に鑑みて承認できること、さらに、提出された貸借対照表と損益計算書が会社の帳簿と完全に一致しておりそれらが株主により承認されることを提案している。

d. 特別報告書

当該報告書は、1867年法律第40条の規定に従って作成されるものである。

サン・ゴバン社の場合、取締役の中に会社の事業ないし取引に直接・間接の利害関係を有する者のいないことが報告された（本稿末尾の参考資料参照）。

e. 決算書類

前節で検討したとおり、法律では貸借対照表と損益計算書の総会での作成・提出義務が課せられていた。サン・ゴバン社の場合、これら二つの計算書に加えて利益処分計算書が記載された。

決算書類の作成基準については、1935年・1937年デクレの改正で形式と評価方法の「継続性原則」が法規定に導入されたが、これ以外の計算規定のなかったことは前述のとおりである。それでは実践ではいかなる基準に基づいていたのであろうか。

ルタイユ氏 (L. Retail) によれば、前出1807年商法典の規定、上記「継続性原則」および判例が一定の基準を形成していたことが指摘されている⁽⁵⁾。すなわち、法律の規定では、貸借対照表や損益計算書が「正規性」、「真実性」および「正確性」の性質を備えていることが求められた。これら条件を満たすためには、前出の「継続性」という法原則を遵守するとともに、長い間に蓄積されてきた種々の判例をも考慮して決算書類を作成することが必要とされたのである。

例えば、財産目録はそれら項目の一つが隠匿ないし価額の縮小がある場合、また会社に帰属しない項目を含める場合に「不正確」とされた（パリ裁判所、1883年3月19日判決）。また、不動産の原価に工事費を含めない場合には「不正規」とされた（パリ、1870年4月16日判決）。さらに、資産の評価額は、実際価値 (valeur réelle) で評価され、また必要な減価償却を実施しない場合には、「真実」でないものと見なされた（セース商事裁判所、1923年6月4日）等である。「保守的経理」も判例により認められていた（パリ、1882年7月11日判決）。このような判例が決算書類作成の実践的な指針となっていたのである⁽⁶⁾。

ところで、決算書類の様式についても、当初、前出の形式の「継続性原則」以外特定の業種を除いて法律に規定がなかったが、⁽⁷⁾ 1947年のプラン・コンタブル・ジェネラルの制定以降標準化に向かった⁽⁸⁾。

以上がサン・ゴバン社の1939年度～1952年度の年次報告書の実践である。14年の間、同社の年次

報告書にはほとんど変化が見られなかった。まず、その全体的な特徴として、写真やグラフ・図表が一切使用されておらず、全くの事務的な書類の体裁をとっていることが挙げられる。この点は、前出のブランズィ石炭鉱山会社のケースと同じである。

次に、年次報告書の中心である理事会報告書の特徴としては、部門別・製品別・国別等の活動状況とその結果としての利益の報告と配当提案等の報告に見られる詳細性にあるが、ブランズィ石炭鉱山会社のケースと同様「株主に対する事業活動の状況と結果の報告」の観点から実施された報告である。

また、会計監査役報告書では、法律の規定に従って監査が実施されその意見表明が行われた。これに続いて、ブランズィ石炭鉱山会社のケースと同様、貸借対照表項目の対前年度増減額の内容が説明され、理事会の配当提案に問題のないことが表明される等、会計監査役による会社活動・幹部のチェックが行われた。

② 1953年度～1960年度の年次報告書

以上の1939年度～1952年度の年次報告書に対して、1953年度以降の年次報告書は特徴的な違いを見せている。

第2図表に示すとおり、まず、年次報告書の体裁が毎年のように変わった。また、工場・製品等の写真やグラフ・図表を多用するようになり、紙質も良くなった。特に、理事会報告書はその内容の項目が毎年のように変わり、さらに、数年度の主要財務データの一覧表が作成されるようになった。すなわち、年次報告書の利用者に情報を積極的かつわかりやすく伝えるという姿勢が明確になってきたのである。以下、数年度主要財務データ表と理事会報告書の内容について見ていきたい。

a. 数年度主要財務データ表

この一覧表は、1957年度から記載され、当初は6年度間の主要財務データが記載されたが、1959年度からは2年度のデータとなった。

一覧表に収容された項目には、資本金、減価償却費控除後の純投資額（固定資産とその他の固定価値）、従業員実数、在外活動の変化（対前年度比）、営業利益、資本参加収益、その他の費用（主として金融費用と租税）、年度利益、配当額の9つのデータが記載された。

当該一覧表の役割は、年次報告書の情報に既観性を持たせ、投資額、営業利益、当期利益等の会社の主要な業績指標の数年度比較表示によって、利用者が会社活動の傾向を把握するのを手助けすることにある。

b. 理事会報告書

1953年度以降、最も大きく変化したのがこの理事会報告書である。

まず、1953年度の報告書では、1952年度までの報告書の体裁・内容を一新し、写真等を用いて会社のイメージ・アップを図る一方、いままで見られなかった部分を加えるとともに子会社の活動情報を含める等従来の活動報告がさらに一段と詳細になった。いままで見られなかった部分とは、「一般的経済状況とその事業に対する影響の報告」の部分と「ガラス・化学製品の活動報告」の部分との間に、「設備投資計画の実施状況の部門別情報」、「資金調達情報」、「従業員関連情報」を記載した部分を示している。

例えば、「従業員関連情報」としては、生産性の状況、バカンス・コロニーへの従業員子弟の受入状況、住宅資金貸付制度の運営状況等に関する情報が提供された。この従業員関連情報は、1954年度以降「社会的活動」あるいは「労使関係と社会的活動」等の項目の下で記載されている。

1954年度の報告書では、7年間の固定資産・減価償却累計額と運転資本の推移を表示した棒グラフが記載された。また、「社会的活動」では、生産性、安全性、従業員の訓練・養成学校の運営、コロニーへの子弟の受入、住宅資金貸付制度の運営に関する情報が記載された。⁽⁹⁾

1957年度の報告書では、会社活動の歴史を示す図表が記載され、また、子会社活動情報がさらに充実したものとなった。

1958年度の報告書では、新たに「研究開発活動」の項目が加わり、同社の研究開発の計画・実施の状況が当該項目の下で説明された。

1959年度の報告書からは、活動部門・製品別の説明がさらに細分化され、「ガラス部門」と「化学製品」の2つの範疇に「原子力エネルギーおよび資本参加」が加えられ、さらに各活動が、より細分化された項目の下で説明された。例えば、化学製品の場合、「農業用化学製品」、「工業用鋳物

品」、「有機化学製品」、「鉱山」の4つに細分化して説明されている。さらに、国内外の売上構成を示すグラフ、5年間の設備投資と資本参加の推移を表す投資累計グラフが記載された。

1960年の報告書では、10年間の活動部門別（化学製品、板ガラス・ガラス繊維、板ガラス）および国内外別売上高の推移を表すグラフが記載された。さらに、5年間の成果一覧表が新たに記載された。この一覧表には、営業利益（減価償却費控除前、減価償却費、減価償却費控除後）、資本参加収益、その他の営業外費用、その他の損益、当期利益、総配当額の項目別に5年度の数値が表示された。

以上の点の他に、会計監査役報告書の内容の変化も指摘しておかなければならない。すなわち、従来の報告書では、貸借対照表各項目の増減額の説明に多くの頁が割かれていたが、この部分が徐々に縮小され、記載された会計情報に対する決算書類承認の提案に重点がおかれていった。

以上がサン・ゴパンの1953年度～1960年度の年次報告書の特徴的な点である。1952年度までの年次報告書に比べて次のような違いが見られた。

すなわち、年次報告書の体裁が毎年のように変わわったこと、工場・製品等の写真やグラフ・図表が多用されるようになったこと、報告書の紙質が良くなったこと、理事会報告書の内容の項目が毎年のように変わり詳細になったこと、数年度の主要財務データの一覧表が作成されるようになったこと等である。これにより、年次報告書の利用者に情報を詳細かつわかりやすく伝えようとの姿勢が窺える。

なかでも理事会報告書は、従来の活動報告をさらに細分化して報告し、子会社の活動状況、今後の活動計画に関する情報を一段と充実し、さらに従業員関連情報を新たに加える等情報の拡大とその詳細性に特徴が見られた。また、図表・グラフを使った過去数年度の活動結果を示す等、情報の概観性にも配慮した報告書になっている。

さらに、過去数年度の主要財務データの一覧表は、情報の概観性を持たせるのに貢献するとともに、利用者にとって企業の主要財務指標の傾向を把握する上で有用である。また、当該一覧表を年次報告書の最初に持つことにより、利用者の利便性に配慮したものとなっている。

これら特徴から、1953年度以降、サン・ゴバン社はその年次報告書を「情報利用者に対する会社情報の主要な伝達媒体」として用いたことが明かである。この情報利用者には、「株主」、「投資家」、「従業員」が予定されていたと見られる。

「株主」には、「資金運用の委託者としての株主に対する事業活動の状況と結果の報告」の観点から情報が伝達されている。これは従来から実施されてきたものである。

「投資家」には、「証券市場における投資家の投資意思決定に役立つ情報提供」の観点から情報が伝達されている。この点は、グループ活動の状況、今後の投資計画、過去数年度の事業活動の図表・グラフ表示や主要財務指標の数年度一覧表示、会社の紹介とイメージ・アップをねらった工場・製品等の写真の多用に見られる。

「従業員」には、「分配の適正性、安全・福利厚生等の労働条件に関する情報提供」の観点から情報が伝達されている。この点は、理事会報告書の中の「社会的活動」ないし「労使関係と社会的活動」の項目の下で提供される情報に見られる。

前節で1966年法律の理事会報告書の規制の特徴として、従来の「株主に対する事業活動の状況と結果の報告」に加えて、「投資家への情報提供の役割が見出せることを指摘したが、サン・ゴバンの実践では1950年代にすでに株主のみならず投資家、従業員への情報提供の観点から実施されていたと見られる。

この「投資家への情報提供」の観点がとり入れられた背景には、1952年6月30日デクレの証券投資に関する税の優遇措置、サハラでの油田の発見あるいは投資信託会社の設立等により投資家の証券投資への関心が高まるなかで、サン・ゴバン社が設備投資資金を証券市場で活発に調達した事実がある。

例えば、1952年度から1957年度の間に、同社の資本金は約49億フラン（1952年度）、49億（1953年度）、70億（1954年度）、93億（1955年度）、120億（1956年度）、166億（1957年度）と推移し、6年間で3倍以上に達したのである。証券市場で株式を発行するために、投資家に向けて従来と違った形で情報を公表する必要があったのである。その主要情報伝達媒体の役割を担ったのが「年次報告書」で

あったと見られる。

「従業員関連情報」は、前出1966年商事会社法の規制には見られない情報であるが、1945年に制度化された「企業委員会 (comité d'entreprise)」で労使協議を行う際に、労使関係の改善の必要性から企業が理事会報告書の中に記載するようになった情報である。

以上のように、1953年度以降の同社の年次報告書は、1966年商事会社法の規制を待つことなく、企業を取り巻く環境の変化に対応して、株主のみならず投資家、従業員等の情報利用者に対する会社情報の主要伝達媒体の役割を担ってきたと見られるのである。すなわち、一部の企業の実践が法規制に先行してきたのである。同様のことは、ブランズィ石炭鉱山会社の年次報告書の実践にもあてはまるのである。⁽¹⁰⁾ [未完]

[注記]

- (1) Vigreux, P., *Les Droits des actionnaires dans les sociétés anonymes*, 1953, p. 43.
- (2) 1935年10月30日デクレの前文にこの点が表明されている。
- (3) 両社の年次報告書は、筆者がパリにある国立古文書館 (Archives nationales) で調査したものである。
- (4) この点については、野村健太郎著『フランス企業会計』中央経済社1990年、4頁および9頁を参照されたい。
- (5) Retail L., *Administration et gestion des sociétés commerciales*, 1948, p.16.
- (6) Beaudonnat, E., *La notion de dividende fictif*, 1925, pp.23-25.
- (7) 例えば、保険会社については、1939年7月29日デクレが特定の貸借対照表のモデルを規定した。また、銀行については1941年6月13日法律により、取締委員会 (Commission de Contrôle) の規定するフォームに従って貸借対照表と損益計算書を作成することが義務づけられた。
- (8) ブラン・コンタブル・ジェネラルの展開については、野村健太郎著、前掲書、を参照されたい。
- (9) 例えば、安全性に関して、「サン・ゴバン-安全性」なる冊子を作成し、すべての作業現場に配布したこ

とが記載された。

- (10) 1935年デクレによる理事会報告書の作成・提出の義務づけも、当時の企業の実践を法規定に盛り込んだにすぎないことが指摘されている (Morceau, A., *La société anonyme*, Tome I, 1955, p.222.)

[参考資料] サン・ゴバン社の1939年度の年次報告書

ガラス・化学製品メーカー
SAIN-GOBAIN, CHAUNY ET CIREY
株式会社
資本金: 3億フラン
(1940年4月8日4億5千万フランに増資)
セーヌ商業登記所98.286
本社: 1, bis, Place des Saussaies Paris

1940年10月28日通常株主総会
1939年度

理事会報告書
監査役報告書
貸借対照表
議案

ガラス・化学製品メーカー
SAIN-GOBAIN, CHAUNY ET CIREY
株式会社
資本金: 3億フラン
(1940年4月8日4億5千万フランに増資)

通常株主総会
理事会報告書

皆様

貴社定款の第39条の規定に従って、1939年度の会社の活動に関する理事会報告をお聞き頂くために通常株主総会を招集致しました。

当期の成果を知らせ処分可能利益の処分について審議するために皆様を招集する前に、先の5月10日以降生じております重大な軍事的な出来事の展開を認識し、その会社事業への影響を評価することが不可欠である

と考えました。

そのため、1940年5月20日デクレの規定を適用して当初6月10日に予定されていた総会の延期を決定しました。当社部門の正常な機能の回復後、通信の困難と招集通知に一定期間が必要でありましたため、やむをえず総会開催日を本日まで延期致しました。

ガラス

1939年9月に開戦に至った国際的困難は、貴社の活動 (votre activité) が行われている国によって様々な影響を貴社のガラス事業に対して及ぼしました。

戦争に直接係わりのある市場では、戦争の最初の週で販売が突然中断あるいは遅延致しました。その後、販売が多少とも日常的な商品に関係しているかあるいは戦時経済に必要な製品に関係しているかにより違った経過を経て再開されました。

なお中立的な立場の国の中には、会社の事業量が満足できる水準を維持している国も見られます。宣戦布告によりドイツと当社との関係が中断されるまではドイツでも同様でありました。

(中略)

鑄込ガラス、板ガラス、鑄型については、その販売が年度中央までに、少なくとも1938年に匹敵する足取りであったが、9月に大きく落ち込んだものの、はっきりと回復しており、年度末には、その販売は急速に通常水準に近づきました。

皆様にお約束した合理化計画の実施によって、7月にCiroy ガラス工場が製造停止しました。当工場は今後ガラス倉庫として使用されます。当工場の生産は、専門従業員とともに、大部分 Montluçon に移転致しました。Saint-Gobain 工場は、網入りガラスの継続的生産を試みました。Chatoirino では、「Twin Grind or」と呼ばれる二つの面に対する継続的研磨器具の設置のための予備的作業が終了しました。設置は作業現場にとどいておりますが、状況のためその組立は延期されております。

Chalon のガラス工場は、収益と品質の最良の条件で、「Pittsburgh」法により板ガラスの製造を継続しております。Penchot 工場は、その設備が交換・近代化されましたが、その新施設の稼働は一時的に延期されました。

(中略)

ベルギーでは、前年に当社 Franicère ガラス工場の販売への影響を指摘しておりました危機が1939年にもなお増大致しました。他のベルギーのメーカーと同様に、当社の光沢ガラスと鑄込ガラスの生産を大きく減少させなければなりません。ベルギーでガラス繊維の生産・販売を担当している Isoverbel 社は、その売上高を伸ばすことに成功し、電気設備の建設へのガラス繊維の導入に協力しております。

オランダでは、Sas-de-Grand 工場のガラス販売が当年度の初めに著しく低下しておりました。最近、地域的には回復しております。

(中 略)

輸出市場では、伸張・研磨ガラスの常に積極的な競争にもかかわらず、貴社は1939年8月までは、前年なみの売上高を達成することができました。但し、アルゼンチンでの鑄込ガラスの販売については、現在、Vldrlorla Argontlna によって供給されております。この会社は、貴社が大きな資本参加をしており、その成果は全く満足できるものであります。この会社は、鑄込ガラスの製造に板ガラスの製造を加える予定しております。

当年度の後半には、当社のガラス輸出は需要の減退により一時的に低下しましたが、貴社の鑄込ガラスについては、当社のフランスとベルギーの工場の輸出が増大し続けました。国外市場での当社の販売の伸びが、現在の状況では、販売部門の絶えざる努力目標であります。

化 学 製 品

(中 略)

貸借対照表—損益計算書—騰案

1939年12月31日付貸借対照表は、当然ながら1940年に実施された積立金の組入れによる増資が記載されていないが、合計1,606,764,916.92フランとなっており、前年に対して83,294,852.54フランの増加である。

会計監査役氏が、その報告書の中で、1938年末の数値と比較して貸借対照表に生じた主要な変動を皆様にお知らせしております。

ここでは、以下の点を皆様に指摘したいと思います。

1938年5月2日デクレ・ロワ第33条の規定に従って商工業施設の項目の控除としては、当社の伝統的な規

則に従って計算された通常減価償却に加えて、貴社の経営の収益性を高めるために当期中に実施した投資に対する臨時償却が記載されている。

8月31日での決算書類の作成については、この後でふれますけれども、当該日に最新購入価格あるいは最新原価に基づいて生産準備の棚卸資産と製品の再評価を実施しました。当該再評価によって、増価が生ずるが、年度末の財産目録の作成時に資産の該当項目に適用される棚卸減価が増加して、この項目に対しては影響のないことが明らかとなります。この二つの操作により、1939年12月31日の棚卸資産は、8月31日の再評価を考慮して、当期の最終の4ヶ月の平均購入価格なし原価で評価されていますが、棚卸にあたって、前年とほとんど同じくらいの割合で棚卸減価を計上しております。

(中 略)

皆様の承認を受けます損益計算書は、前年と同一の形式と条件で作成されております。金融・不動産・その他収益は、当期は、先に外国で保有していた資産の本国送金によって実現した為替利益を含んでおります。

9月1日以前か以後かによって異なった課税制度をとっている現行の税法によって、8月31日に決算が実施されました。これから、貸借対照表と損益計算書が作成され、当期の最初の8ヶ月の利益が明らかとなりました。2つの計算書類は12月31日作成のものと同じ形式で作成されております。これら書類は会計監査役に提出され、皆様の承認を受けます。会計監査役が報告書のなかでのことを報告するであります。

1939年度の12ヶ月の純利益は、50,192,737.35フラン、前期繰越利益は2,939,082.85フランで、処分可能利益は、53,131,820.20フランとなりました。

最後の数ヶ月間に、貴社はかなりの損失を破り、現在その金額を数値化することができません。これら条件で、貴社の理事会は、株主の皆様にかなる配当も提案できない非常につらい責務を感じております。皆様に、52,000,000フランを「戦争損失引当金」に繰入れ、残りの処分可能利益1,131,820.20フランは次期に繰り越すことをお願い致します。この提案をせざるをえなかった理由を皆様がご理解し、承認して頂けることを確信致しております。

(中 略)

最後に、貴社との事業関係にある会社で類似の職務を行っている取締役に対して、1867年7月24日法律第

40条に規定の許可を与えてくださるようお願い申し上げます。

会計監査役が、当期中の問題となる取引について必要なすべての説明を、特別報告の中で皆様にご提供申し上げます。

会計監査役報告書

皆様

貴社の1938年5月30日の株主総会の提案によって、皆様は我々会計監査役に対して1938年、1939年、1940年の事業年度の決算書類を吟味し、これら決算書類承認のために召集される株主総会で法律と貴社の定款に規定する報告書を皆様に提出する使命を委任されました。

我々は謹んで、1939年度について我々の使命遂行を報告させていただきます。当年度の貸借対照表と損益計算書は当該総会で皆様の承認に付されます。

(中 略)

貴社の理事会の非常に詳細な報告書が、貴社の事業経過と1939年度中に影響の生じた出来事に関して、有用なあらゆる情報を皆様に提供しました。我々は、当期の決算書類に関して、報告書が提供する数値についていかなる注意も表明するものではありません。

我々は、本社およびいくつかの工場で、検証 (vérification)・点検 (pointages) を実施し、その検査結果は満足できるものでありました。

戦時動員の当初から、貴社の部門の一部が地方に移っております。そこで、検査対象の会社の帳簿や書類が法定期間中利用可能でありました。

我々は貸借対照表の項目と総勘定元帳を検証しました。我々は、特に、金庫、銀行勘定、保有有価証券の証書ないし受取証、借方、貸方の主要勘定を検証致しました。

我々は、すべてが規則どおりに行われており、帳簿が正しくかつ規則に従って記録されていることを確認致しました。

貴社の従業員の献身的な協力を頂きました。一同感謝申し上げます。

(中 略)

皆様に提示されています1939年12月31日付の貸借対照表は、借方、貸方の合計が次のとおりでございます。

—借方	1,606,764,916.92
—貸方	1,553,633,096.72

借方残高 53,131,820.20

この残高は、貸借対照表貸方に記載される損益勘定の額に相当し、次のものよりなっております。

—1938年度の繰越利益	2,939,082.85
—1939年度の当期利益	50,192,737.35
合計	53,131,820.20

当期利益は、5,471,525.76の増加になっております。

以下で、前期と同じ表示と順番で、1939年12月31日付の貸借対照表の種々の項目を皆様に提示致します。

借方

1—本社建物と管理業務用施設 18,077,643.58

この項目は、今までと同様、「パリの不動産、地方・国外所在の動産、事務所施設・設備・管理業務用の土地および建物」より構成されている。

1939年1月1日時点の当該項目の金額

34,191,074.38

1939年度中の取得額 2,777,298.04

合計 36,968,372.42

前期までの減価償却 18,268,296.72

1939年の減価償却 622,432.12

小計 18,890,728.84

残高 18,077,643.58

1939年度中の取得額には、地方移転の社屋の取得、Boucry 通りの土地、本社の暖房・エレベーター施設、その他種々の家具、機械の購入費が含まれている。

我々は、今までと同様に、当該項目に含まれている固定資産が貸借対照表記載の価額を十分にカバーする価値を表していることを皆様に確認することができます。

(中 略)

担保保証

我々は、種々の会社、銀行、組織に対して提供した簿外の保証について、貴社の契約額を検査致しました。1938年12月31日時点の担保保証の総額は、

11,094,796.59

1939年12月31日時点 149,677,113.78

増加額 38,582,317.19

Cie des Produits Chimiques et Raffineries de Berre のために提供された保証

(中 略)

損益計算書

1939年度の損益計算書は、1937年8月31日デクレ・ロワに従って、また、前年度と同じ形式で次のように

要約されます。

貸方:

工業経営利益	45,059,967.32
工業資本参加収益	26,411,440.53
保有有価証券実現利益	13,426,751.75
金融収益、不動産収益、その他	9,317,732.01
これには、当期に実現した5百万フランの為替利益を含んでおります。	
合計	96,215,900.61

借方:

工業に充てられない各種費用	4,043,418.42
参加一時所有有価証券に対する減価償却	12,239,744.84
旧機械・設備更新基金	28,000,000
1939年の償却社債	1,740,000
純利益	50,192,737.35

一般費

工場と貴社の種々の産業に充てられる販売の一般費でこの成果から控除されるもの以外には、我々はバリの技術・管理部門の一般費が社会法の施行、物価の上昇および戦争状態に原因する種々の支出により12%近く増加したことを確認した。

損益計算書は、貸方残高53,131,820.20を示しております。これには、前期繰越高2,939,082.85が含まれております。

この残高から、貴社の理事会は、52,000,000を「戦争損失準備金」に繰入れ、残り1,131,820.20を次期に繰り越すことを提案致します。

我々は、この提案を現状に鑑みてすべて承認できることを申し上げます。

皆様の承認に付される貸借対照表と損益計算書は、会社帳簿と完全に(en parfaite)一致(concordance)しており、我々は皆様に、それらを採用されますよう提案致します。

特別報告書

(1867年7月24日法律第40条の適用に基づく)

皆様

1935年8月8日デクレ・ロワの規定に従って、1867年7月24日法律第40条の1939年度への適用に基づき特別報告書を皆様に提出させていただきます。

我々は、1939年5月30日の株主総会で認められた再任の許可を貴社の取締役が行使した旨をご報告いたします。

我々の知るかぎり、その中には、貴社との間あるいは自己の計算で事業ないし取引に直接・間接の利害を個人的に持っていたあるいは持っている者は一人もおりません。

これに対して、いくつかの活動では、貴社との間で取締役を共有する多くの会社があります。

これら活動は、1867年法律が理解しているような取引ないし事業には分類されないとはいえ、我々は、当期中間題となっている会社との関係を検討致しました。

これら商業的活動は二つに分類できます:

一つは、サン・ゴバン社が利害を有する会社との間で交渉された取引であります。

もう一つは、単に得意先ないし仕入先である会社との間で交渉された取引であります。

これに関しては、指摘すべき著しい変化はありません。

我々は取締役の職務から生ずる可能性のあるいかなる特別利益も確認しませんでした。

従って、我々は上記の種々の取引に対して行なうべき注意はありません。皆様にご承認頂くことを提案致します。

1940年5月6日 バリ

(以下、決算書類と議案は省略する)